

18歳から成人になるということ



～都立特別支援学校高等部生徒と保護者の皆様へ～

平成28年6月に「公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行され、現在は、満18歳以上の人に選挙権があります。

そして、令和4年に「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢が満20歳から満18歳に引き下げられることになりました。

成年年齢が満20歳から満18歳に引き下げられることにより、特別支援学校高等部在学中から自らの判断で契約ができるようになります。

高等部生徒の皆さんは、社会の一員として生きるために必要な知識をもち、「消費者」として正しく判断して生活を営む実践力を身に付ける必要があります。

保護者の皆様には、都立特別支援学校での主権者教育と消費者教育の概要について御理解いただき、主権者教育と消費者教育の推進に御協力をお願いいたします。

令和2年2月

東京都教育委員会

